

資料20 大学における先進的な取り組み

1 東北大学の男女共同参画への取り組み

1 大学の推進体制の整備

(1) 東北大学男女共同参画推進委員会（平成13年4月設置）

○活動内容

- ・調査・広報活動、相談窓口の設置等
- ・ジェンダー教育の振興
- ・男女共同参画推進のための報告書作成の提言等

○委員構成

- ・副総長、総長補佐、各研究科等代表、学生相談所長、総務部長

○WG（ワーキンググループ）の設置

①実態調査WG

- ・男女共同参画に関する意識調査の実施（部局長及び教職員対象：H13）
- ・男女共同参画に関する意識調査の実施（非常勤職員対象：H14）

②広報WG

- ・男女共同参画シンポジウムの開催（平成14年9月）
- ・ホームページの作成、管理（<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/danjyo/>）

③相談窓口WG

- ・相談窓口の運営・問題解決システムの整備
- ・相談内容を受けた提言の作成、ポスターの作製

④両立支援WG

- ・保育園に関する資料の収集・調査

⑤奨励制度WG

- ・男女共同参画奨励制度「沢柳賞」の運営

⑥報告書WG

- ・シンポジウム報告書の作成
- ・年次報告書の作成

(2) 各部局ごとに男女共同参画WGを設置

(3) 事務局 総務部総務課

2 男女共同参画の促進に関する施策等

○東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案（平成13年度）

○東北大学男女共同参画推進宣言（平成14年9月28日）

○ジェンダー学講座・科目の設置と広報活動の充実

○沢柳賞の創設・運営

○各審議機関や計画分析評価等を行う「室」等に女性教官ワクを設置

○女性トイレの増設、更衣室の整備等

男女共同参画推進のための東北大学宣言

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「男女共同参画推進の世紀」でもある。1999年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた。男女共同参画社会の実現は、国、地方公共団体及び全国民に等しく課せられた責務であり、諸学の先端的研究と次世代を構築していく国民の教育を本分とする教育・研究機関が果たすべき役割は非常に大きい。とりわけ、世界をリードする研究中心大学 research-intensive universityとして人類の福祉と発展に寄与することを使命とする東北大学が、男女共同参画社会を実現するために担うべき責任は重いといわざるをえない。

周知のように、本学には、1913年に、日本で初めて女子学生に帝国大学の門戸を開いたという輝かしい歴史がある。本学は、この精神を伝統として受け継ぎ、男女共同参画を積極的に推進するため、平成13年4月に東北大学男女共同参画委員会を設置し、平成14年3月、全学的な実態調査の結果を踏まえた同委員会からの報告書「東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案」を評議会で承認した。

これをうけて、具体的な取り組みが開始されたところであるが、本学にはなお、人的構成上の男女格差の是正、労働環境の整備等の課題が山積している。このような現状を改善し、本学の男女共同参画を推進するとともに、社会全体における性差別の解消とジェンダー問題・人権問題の研究・教育・啓発のために、東北大学は今後、全学をあげて真摯な努力を続けなければならない。

大学における男女共同参画型の教育・研究活動の実践こそが21世紀の重要課題であることを十分に認識し、東北大学が全国の大学の前駆となるべく、率先して男女共同参画社会の実現のために積極的な取り組みを進めることを、ここに宣言し、東北大学の全構成員の共通目標として、以下のような方針を確認する。

- 1 東北大学は、総合的な知の拠点として、男女共同参画社会の実現に必要な諸分野の研究・教育を推進するため、「東北大学男女共同参画奨励賞」(通称:沢柳賞)を創設する。また、社会に開かれた大学として、国・地方公共団体や民間の諸機関との協同・連携を図り、ジェンダー学の普及、性差に由来する人権問題の解決等に対して、積極的に寄与する。
- 2 東北大学は、すべての活動領域における男女共同参画を実現するため、教職員・大学院生等の人的構成における男女格差の是正、方針決定機関への男女共同参画の推進、研究・労働環境の改善、育児・介護における性別役割分業の改善と両立支援体制の確立等、効果的かつ具体的な措置を講じる。
- 3 東北大学は、性別に由来する人権侵害や性差別を撤廃するための措置をとるとともに、男女共同参画推進のための不服申立制度と救済制度を整備する。

平成14年9月28日

東北大学総長 阿部博之
東北大学男女共同参画委員会

東北帝国大学は大正2年、日本で初めて女子の大学入学を認めた。「沢柳賞」は、その方針を決めた初代総長、沢柳政太郎にちなんだ賞の通称。

東北大学男女共同参画奨励制度（沢柳賞）

1. 目的：東北大学における男女共同参画の推進
2. 応募、被推薦資格：個人、グループ、組織、いずれも当該の研究や役割において中心的役割を担う東北大学在籍中の教職員（非常勤を含む）あるいは学生を1名以上含むこと。本制度に応募するものと同一内容で他からの助成を受けているものは応募資格がない。
3. 審査部門：本奨励制度の目的にふさわしいテーマのものを対象とする。
部門間の重複応募はできない。
 - A リサーチ部門（過去2年以内に公開された論文、著書、報告書など）
 - B エンパワーメント部門（現在進行中の活動）
 - C プロジェクト部門（これから行う予定で、受賞後2年以内に成果が期待できるAあるいはB。過去の研究、業績、活動から判断する）
4. 奨励金総額：140万（予定）
奨励金は委任経理金として受賞者の所属部局事務で管理する。
5. 受賞件数：原則として3部門各1件ずつ、合計3件
6. 応募締め切り：6月末日（必着）
7. 受賞者決定：7月末日
8. 審査方法：文系教官・理系教官・事務官合計7名からなる審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員のうち少なくとも1名は男女共同参画委員会の委員長、2名は外部の委員とする。審査委員の選出は奨励制度WGで決め、男女共同参画委員会で承認する。
9. その他：受賞者（受賞グループ、受賞組織）は、受賞年のシンポジウムで成果あるいは予定を発表する義務があるプロジェクト部門については、受賞後2年目のシンポジウムで成果を発表しなければならない。

2 金沢大学の男女共同参画への取組み

1 大学の推進体制の整備

(1) 金沢大学男女共同参画推進委員会（平成13年10月設置）

○検討事項

- ・男女共同参画の推進及び必要な啓発
- ・男女共同参画の推進状況の点検、課題把握及びその対策

○委員構成

- ・学長、副学長、学部長、研究科長、その他の組織長、事務局長等

○事務

- ・総務部人事課

○専門委員会の設置

①啓発・環境整備専門委員会

・検討事項

意識改革の推進及び環境・制度の整備に関すること

・組織

副学長、法学部長、教養教育機構長等（計6人：うち女性3人）

②任用企画専門委員会

・検討事項

大学院進学率の向上及び女性教職員の積極的な登用

・組織

図書館長、工学部長、関係教員、事務局長等（計6人：うち女性3人）

2 男女共同参画の促進に関する施策等

○フォーラムの開催（平成14年11月30日）

保育、小学校・中学校・高等学校・大学教育の男女共同参画の現状・課題について各現場からの問題提起し、ディスカッションを行う。

3 統計資料の整備

○学生及び教職員の男女別の調査を実施し、大学概要等において公表。

（平成11年度～）

3 名古屋大学の男女共同参画への取組み

1 大学の推進体制の整備

(1) 名古屋大学男女共同参画推進委員会（平成13年3月設置）

○審議事項

- ・男女共同参画推進に係る基本方策に関する事
- ・男女共同参画推進方策の企画、立案、実施に関する事
- ・男女共同参画推進の実施状況の点検、評価、改善に関する事
- ・男女共同参画推進に関する学内各層各分野との意見交換等に関する事
- ・男女共同参画推進の情報提供、広報・公表に関する事

○委員構成

- ・名古屋大学「部局長会」の構成員をもって組織、委員長は総長

○事務

- ・総務部人事課

○専門委員会の設置（平成15年4月設置）

・審議事項

専門的事項の審議を行う。

・委員構成

副総長、研究科及び研究所等の教官、総務部長等

(2) 男女共同参画室の設置（平成15年1月設置）

2 男女共同参画の促進に関する施策等

○名古屋大学における男女共同参画を推進するための提言（平成13年3月確定）

○男女共同参画推進に関する部局長ヒアリングの実施（39部局）

○学内女性研究者懇話会、大学職員組合、院生協議会、保育施設との意見交換

○職員の旧姓使用及び通称名使用の取扱いの制定（平成13年10月実施）

○名古屋大学における男女共同参画を推進するための提言

—男女共同参画に関する具体的推進方策について—（平成14年3月決定）

（ホームページ：http://www.nagoya-u.ac.jp/kyodo_sankaku_renew/index.html）

○男女共同参画シンポジウムの実施（平成14年9月実施）

○2003年度男女共同参画推進計画の決定（平成15年3月） 等

3 統計資料の整備

○提言を踏まえた各部局の取り組み状況等についてのアンケートの実施

○育児支援・介護支援アンケート、男女共同参画中期目標部局アンケートの実施

名古屋大学男女共同参画室設置要項

(設置)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）に，男女共同参画社会を推進するため，名古屋大学男女共同参画室（以下「男女共同参画室」という。）を置く。

(業務)

第2 男女共同参画室は，次に掲げる業務を行う。

- 一 2010ポジティブアクションに関すること。
- 二 ジェンダー差別・格差の是正，監視のための苦情処理制度に関すること。
- 三 男女共同参画社会推進産学官連携フォーラムに関すること。
- 四 文理複合的ジェンダー基礎研究プロジェクトに関すること。
- 五 政策研究プロジェクトに関すること。
- 六 その他本学の男女共同参画の推進に関し必要な事項

(室長)

第3 男女共同参画室に室長を置く。

- 2 室長は，本学の教授又は助教授のうちから総長が任命する。
- 3 室長は，男女共同参画室の業務を掌理する。

(室員)

第4 男女共同参画室に室員若干名を置く。

- 2 室員は，本学の教官のうちから総長が任命する。
- 3 室員は，室長の指示に従い，男女共同参画室の業務に従事する。

(事務)

第5 男女共同参画室に関する事務は，関係部課の協力を得て，総務部人事課が行う。

附 則

この要項は，平成15年 1月21日から実施する。

名古屋大学における男女共同参画推進のための施策体系

提言項目(平成12(2000)年度作成)

具体的推進方策(平成13(2001)年度作成)

2003年度方針

提言項目1. 名古屋大学における男女共同参画推進のための基本的な理念と方針の確定と表明

具体的推進方策1. 提言についての教職員・学生に対する周知(具体的推進方策1)

引き続き提言および活動方針の周知徹底をはかる。

提言項目2. 男女共同参画社会に寄与する教育・研究活動の拡充

- (1) 教育カリキュラムにおける男女共同参画分野(女性学、ジェンダー研究等)の拡充
- (2) 男女共同参画分野及び関連分野における研究活動の促進

具体的推進方策2. 男女共同参画社会に寄与する教育及び研究における男女共同参画の推進(具体的推進方策2)

- ①全学カリキュラムでの女性学・ジェンダー関連科目の開設を目指す。
- ②男女共同参画に寄与する研究活動を奨励する。
 - a) 研究プロジェクト予算枠を検討する。
 - b) 学内教育資源を検討し、研究プロジェクトチーム(政策研究及び基礎研究)を組織する。

提言項目3. 名古屋大学の教職員・学生数に関する調査統計資料の整備等

引き続き資料の整備をはかる。

提言項目4. 女性教員増加のための、教員公募システムの確立とポジティブ・アクションの採用

- (1) 教員公募システムの確立
- (2) ポジティブ・アクションの採用
- (3) ポジティブ・アクション・プランの設定
- (4) 女性教員比率の部局評価項目への組み入れ

具体的推進方策3. 女性教員増加のための教員公募システムの確立とポジティブ・アクション(具体的推進方策3)

- ①男女共同参画を推進するための教員公募システムを検討する。
- ②女性教員比率に関する全学の目標を設定し、評価を行う。

具体的推進方策4. 女性研究者の処遇及び研究環境の改善(具体的推進方策4)

提言項目5. 理工系とその他の特に女性の少ない分野への女性の参画の推進

具体的推進方策5. 理工系とその他の特に女性の少ない分野への女性の参画の推進(具体的推進方策5)

理工系とその他の特に女性の少ない分野の女子学生支援策を検討する。

提言項目6. 女性職員の昇進の拡大

具体的推進方策6. 女性職員の昇進の拡大について(職員研修の充実及び意識啓発の推進等)(具体的推進方策6)

- ①適材適所の人材配置を行うことにより、意欲と能力のある女性職員の掛長・専門職員以上への昇進の拡大を積極的にはかる。
- ②女性職員の職員研修への参加の拡充及び意識啓発をはかる。

提言項目 7. 非常勤講師の処遇及び研究環境の改善について

具体的推進方策 7. 非常勤講師の処遇及び研究環境の改善
(具体的推進方策 6)

非常勤講師の処遇及び研究環境について検討する。

提言項目 8. 研究における男女共同参画の推進及び女性研究者
の研究環境の改善

女子大学院生の研究支援について検討する。

提言項目 9. 男女共同参画推進を目指す不服申し立て等の制度
整備について

具体的推進方策 8. 男女共同参画に関わる苦情相談制度の
整備
(具体的推進方策 7)

制度整備について検討する。

提言項目 10. セクシュアル・ハラスメントの防止と問題への
対処

具体的推進方策 9. セクシュアル・ハラスメントの防止対策
制度の整備
(具体的推進方策 7)

引き続き制度を運用する。

提言項目 11. 育児環境の整備及び介護との両立支援について

具体的推進方策 10. 育児環境の整備及び介護との両立支援
について
(具体的推進方策 8)

- ① 育児支援体制を確立するため、保育所等具体策を策定する。
- ② 介護支援体制を確立するため、情報提供や相談の窓口等を整備する。

提言項目 12. 旧姓等の使用について

() の数字は、「名古屋大学における男女共同参画を推進するた
めの提言～男女共同参画に関する具体的推進方策について～(平成
14年3月発行)」の項目に対応しています。

- ① 引き続き主旨の周知徹底をはかる。
- ② 学生・院生についても主旨の周知徹底をはかる。

提言項目 13. 男女共同参画推進のための組織について

男女共同参画室及び男女共同参画推進専門委員会を設置する。

提言新項目 14. 産・学・官連携フォーラムの立ち上げ及び
シンポジウムの開催

男女共同参画社会推進のための地域との連携については、すでに提言項目 2. にお
いて述べられているが、2003年度ではこれを重点項目として取り上げる。男女共同
参画社会の推進は大学のみで完結するものではなく、中央行政、地域行政、地域産
業との連携が不可欠である。そのため、産・学・官の連携をはかり、フォーラムを
立ち上げ、その事務局を名古屋大学に置く。フォーラムの活動の一環として、9月
に第1回シンポジウム開催を目標とする。